

参考資料 2

消費者契約法関係法令

目次

第 1 消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）.....	1
第 2 消費者契約法施行令（平成 19 年政令第 107 号）.....	27
第 3 消費者契約法施行規則（平成 19 年内閣府令第 17 号）.....	29
第 4 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン.....	43

第 1 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 消費者契約
第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第四条—第七条）
第二節 消費者契約の条項の無効（第八条—第十条）
第三節 補則（第十一条）
第三章 差止請求
第一節 差止請求権（第十二条・第十二条の二）
第二節 適格消費者団体
第一款 適格消費者団体の認定等（第十三条—第二十二條）
第二款 差止請求関係業務等（第二十三条—第二十九条）
第三款 監督（第三十条—第三十五条）
第四款 補則（第三十六条—第四十条）
第三節 訴訟手続等の特例（第四十一条—第四十七条）
第四章 雑則（第四十八条・第四十八条の二）
第五章 罰則（第四十九条—第五十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（事業者及び消費者の努力）

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（解釈規定）

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六

条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

第二節 消費者契約の条項の無効

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業

者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日(支払回数数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。)までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しないう規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第三節 補則

(他の法律の適用)

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第三章 差止請求

第一節 差止請求権

(差止請求権)

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等

の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあっては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。（差止請求の制限）

第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

第十条又は特定商取引に関する法律（昭和三十七年法律第五十七号）第五十八条の十八から第五十八条の二十四までの規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等

（適格消費者団体の認定）

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営

- 利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- 二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
- 三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。
- (1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。
- (2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。
- ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。
- (1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えていること。
- (2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。
- 五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。
- イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第四十条第一項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項につ

- て専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者
- ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者
- 六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
- 七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。
- 5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
- 二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人
- 四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
- 五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)
- 六 役員の中に次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を

取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等
(認定の申請)

第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類
- 三 差止請求関係業務に関する業務計画書
- 四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
- 五 業務規程
- 六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
 - ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- 七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類
- 八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類
- 九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 十一 その他内閣府令で定める書類
(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があった場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号（第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。）

に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、経済産業大臣の意見を聴くものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。
(認定の公示等)

第十六条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。
- 3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の有効期間等)

第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、内閣総理大臣に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第十三条（第一項及び第五項第二号を除く。）、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
(変更の届出)

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（事業の譲渡の届出及び認可等）

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があった場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（解散の届出等）

第二十一条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人
- 二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
- 三 差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（認定の失効）

第二十二条 適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第十三条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第十七条第四項に規定する場

合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。

二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第十九条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

第二款 差止請求関係業務等

(差止請求権の行使等)

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。)又は仮処分命令の申立てがあったとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し(調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲

裁判断の取消しの申立てを含む。)又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。

六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。)又は同号の決定が確定したとき。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体及び経済産業大臣に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。)に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、当該適格消費者団体の名称、自己

の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

- 一 差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。)又は民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七十三条第一項の決定により訴訟費用(和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。
 - 三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。
- 2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
- 4 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。
- 5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかななければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 差止請求関係業務
- 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かななければならない。

- 一 定款

- 二 業務規程
 - 三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）
 - 四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類
 - 五 財務諸表等
 - 六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書
- 4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
- 6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
（報告及び立入検査）
- 第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

（適合命令及び改善命令）

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

二 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第十三条第五項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことがで

きる。

3 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二号各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由（当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。）により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき（前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であつた法人は、清算が終了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（差止請求権の承継に係る指定等）

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二号各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時ににおいて（その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあつては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼつて）その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十二条の二第一項第二号本文の規定は、当該差止請求については、適用しない。

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。）に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二号各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者（以下この条において「従前の適格消費者団体」という。）のうち当該確定判決等の当事者であつたものについて、第十三条第一項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この条において「認定取消処分等」という。）が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決（次項第二号において「取消判決等」という。）が確定したとき。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に関し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であつたもの（当該確定判決等の当事者であつたものを除く。）について、前項第一号の規定による指定の取消しの事由となつた認定取消処分等が取り消され、若しくはその認定取消処分等の取消判決等が確定したとき、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分の取消判決等が確定したとき。

6 内閣総理大臣は、第四項第一号又は前項第一号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

7 内閣総理大臣は、第四項第二号又は第五項第二号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

8 前二項の規定による新たな指定がされたときは、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時ににおいて（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあつては、従前の指定の取消しの時（従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあつては、その認定の失効の時）にさかのぼつて）その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

9 第三項の規定は、前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。

10 内閣総理大臣は、第一項、第六項又は第七項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項

又は第五項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

第四款 補則

(規律)

第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(官公庁等への協力依頼)

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 次の各号に掲げる者は、適格消費者団体についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 経済産業大臣 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三十四条第一項第四号に掲げる事由

二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由

(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求

権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(管轄)

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる。

一 第十二条 同条に規定する事業者等の行為

二 不当景品類及び不当表示防止法第十条 同条に規定する事業者の行為

三 特定商取引に関する法律第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者(同法第五十八条の二十一第二項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者)の行為

(移送)

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

(弁論等の併合)

第四十五条 請求の内容及び相手方が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合して

しなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(訴訟手続の中止)

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であって、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟に係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)、訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十七条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

第四章 雑則

(適用除外)

第四十八条 この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

(権限の委任)

第四十八条の二 内閣総理大臣は、前章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第五章 罰則

第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、その相手方との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者
- 二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第十四条第二項各号(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者
- 三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたとき

- は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
- 一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
 - 二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七項、第二十条第二項若しくは第七項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
 - 四 第二十四条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者
 - 五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
 - 六 第三十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者
 - 七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者
 - 八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者
 - 九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者
 - 十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
 - 十一 第四十条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

第2 消費者契約法施行令（平成十九年政令第七号）

（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）

- 第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）
 - 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
 - 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
 - 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）
 - 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
 - 五の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
 - 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
 - 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
 - 八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）
 - 九 質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）
 - 十 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
 - 十一 削除
 - 十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
 - 十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
 - 十四 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
 - 十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
 - 十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）
 - 十七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）
 - 十八 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百四十四号）
 - 十九 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律百十一号）
 - 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
 - 二十一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
 - 二十二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
 - 二十三 削除
 - 二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
 - 二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
 - 二十六 削除
 - 二十七 削除

- 二十八 削除
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
- 三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）
- 三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
- 三十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 三十三 保険業法（平成七年法律第五号）
- 三十四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 三十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
- 三十六 削除
- 三十七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 三十八 信託業法（平成十六年法律第五十四号）
- 三十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
- 四十 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
- 四十一 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）

第二条 法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百号）とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第四十八条の二の政令で定める権限は、法第十三条第一項、第十七条第二項、第十九条第三項、第二十条第三項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項及び第四項から第七項までの規定による権限とする。

第3 消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、消費者契約法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定の事業者の関係者の範囲）

第二条 法第十三条第三項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第四号ロ（1）の内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 二の事業者のいずれか一方の事業者が他方の事業者の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数（出資にあっては、総額。以下同じ。）の二分の一以上の株式（出資を含む。以下同じ。）の数（出資にあっては、金額。以下同じ。）を直接又は間接に保有する関係
- 二 二の事業者が同一の者によってそれぞれの事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該二の事業者の関係（第一号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る直接保有の株式の保有割合（当該一方の事業者の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る間接保有の株式の保有割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

- 一 当該他方の事業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下本項において同じ。）である法人の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）
- 二 当該他方の事業者の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と当該一方の事業者との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人が

それぞれその発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を当該一方の事業者又は出資関連法人（その発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

- 3 前項の規定は、第一項第二号の関係の判定について準用する。
- 4 法第十三条第三項第四号ロ（１）の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 当該事業者及びその役員又は職員である者
 - 二 過去二年間に前号に掲げる者であった者
- 5 法第十三条第三項第四号ロ（１）に掲げる要件の判定に当たっては、当該者の責めに帰することのできない事由により当該要件を満たさないこととなった場合において、その後遅滞なく当該要件を満たしていると認められるときは、当該要件を継続して満たしているものとみなす。

（事業の区分）

第三条 法第十三条第三項第四号ロ（２）の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇―農業から中分類七九―協同組合（他に分類されないもの）まで及び中分類八一―学術・開発研究機関から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業にあつては当該各中分類により分類するものとし、中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）に属する事業にあつては中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所に限る。）と中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所を除く。）とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。

- 2 前条第五項の規定は、法第十三条第三項第四号ロ（２）に掲げる要件の判定について準用する。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

- イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
 - ロ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
 - ハ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
- 二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの（法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士
- 二 司法書士
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授又は准教授の職にある者
- 四 前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの（業務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項
 - ロ イの業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務（第二十一条第一項第三号において「消費者被害情報収集業務」という。）の実施の方法に関する事項
 - ハ 消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（第二十一条第一項第四号において「差止請求情報提供業務」という。）の実施の方法に関する事項
 - ニ 法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項
 - ホ 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項
 - ヘ その他必要な事項
- 二 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（法第二十三条第四項の通知及び報告の方法に関する事項並びに第十七条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）
- 三 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その

他の体制に関する事項

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五 法第三十条の帳簿書類の管理に関する事項

六 法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項

七 法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項

八 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

(認定の申請書の記載事項)

第七条 法第十四条(法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

二 法第十四条第一項第二号の事務所の電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

(認定の申請書の添付書類)

第八条 法第十四条第二項第六号ロの内閣府令で定める事項は、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先とする。

2 法第十四条第二項第十一号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の登記事項証明書

二 役員及び専門委員の住所又は居所を証する次に掲げる書類であって、申請の日前六月以内に作成されたもの

イ 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 当該役員又は専門委員がイに該当しない者である場合にあっては、当該役員又は専門委員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書(外国語で作成されている場合にあっては、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの)又はこれに代わる書類

三 理事の構成が法第十三条第三項第四号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないことを説明した書類(次に掲げる事項の説明を含む。)

イ 各理事が、事業者及びその役員若しくは職員である者又は過去二年間に事業者及びその役員若しくは職員であった者(ハにおいて「過去の関係者」という。)に該当するか否か並びに該当する場合における当該事業者(以下本号において「各理事の関係する事業者」という。)の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容

ロ 各理事の関係する事業者の間の第二条第一項各号に掲げる特別の関係の有無及びその内容

ハ 各理事の関係する事業者の行う事業が属する業種(当該事業者が二以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種(各理事が過去の関係者に該当する場合にあっては、各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているものが属する業種))

ニ 法第十三条第三項第四号ロ後段の規定の適用を受けようとする場合にあっては、その適用に係る各理事の関係する事業者が同項第二号に掲げる要件に適合する者であることを証する書類

四 専門委員が第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類

(公告の方法)

第九条 法第十五条第一項(法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による公告は、法第十五条第一項に規定する事項並びに同項の規定により公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の縦覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(公示の方法)

第十条 法第十六条第一項(法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。第二十九条第一号において同じ。)、法第十九条第八項、法第二十条第八項、法第二十一条第二項、法第三十四条第五項及び法第三十五条第十項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

(適格消費者団体である旨の掲示)

第十一条 法第十六条第二項の規定による掲示は、適格消費者団体の名称及び「適格消費者団体」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

(変更の届出)

第十二条 法第十八条の規定により法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。以下この条において同じ。)に掲げる書類に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 変更した内容

三 変更の年月日

四 変更を必要とした理由

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 法第十四条第二項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合 変更後の事項を記載した当該書類
 - 二 法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第八条第二項に掲げる書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類（第八条第二項第二号に掲げる書類にあっては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）
- 3 法第十八条の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項の変更のうち次に掲げるものとする。
- 一 適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数の変更（その変更後の数が、法第十三条第一項の認定、法第十七条第二項の有効期間の更新又は法第十九条第三項若しくは法第二十条第三項の認可を受けたとき、法第十八条の規定による届出をしたとき又は法第三十一条第六項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも十分の一以上増加し、又は減少した場合の当該変更を除く。）
 - 二 社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更（通知及び報告の方法等）
- 第十三条 法第二十三条第四項の規定による通知（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、書面により行わなければならない。
- 2 法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。
- 3 法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限り。）は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
- 一 当該行為をしようとする旨
 - 二 当該行為をしようとする日
 - 三 第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあっては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容
- 4 前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当

該各号に定める日をいう。

- 一 第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）
 - 二 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十四条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき 当該書面を提出しようとする日
 - 三 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、口頭弁論等の期日に出頭して前号の和解条項案を受諾しようとするとき 当該口頭弁論等の期日
 - 四 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十五条第一項の申立てをしようとするとき 当該申立てをしようとする日
 - 五 第十六条第四号から第六号までに規定する行為をしようとする場合 口頭弁論等の期日又は期日外においてそれらの行為をしようとする日
 - 六 第十六条第七号に規定する行為をしようとする場合 当事者間で合意をしようとする調停の期日
 - 七 第十六条第八号に規定する行為をしようとする場合 仲裁廷に対し仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第三十八条第一項の申立てをしようとする日
- 5 第三項の通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるまでに、同項各号に掲げる事項に変更があった場合（その変更が客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。（消費者庁長官への報告事項）
- 第十四条 法第二十三条第四項の内閣府令で定める事項は、差止請求に係る相手方から、法第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号に規定する行為に関連して当該差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報（第二十八条において「改善措置情報」という。）とする。（通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置）
- 第十五条 法第二十三条第四項に規定するすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものは、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に法第二十三条第四項前段に規定する事項、第十三条第二項の内容を示す書面に記載された事項及び第十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる

事項を内容とする情報を記録する措置であって、すべての適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報をすべての適格消費者団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとする。

2 適格消費者団体は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、又は、同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨をすべての適格消費者団体及び消費者庁長官に通知するための電子メールを、消費者庁長官があらかじめ指定した電子メールアドレスあてに送信しなければならない。

3 法第二十三条第四項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時にすべての適格消費者団体及び消費者庁長官に到達したものとみなす。

(差止請求に関する手続に係る行為)

第十六条 法第二十三条第四項第十号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 請求の放棄
- 二 請求の認諾
- 三 裁判上の和解
- 四 民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄
- 五 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意
- 六 控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八条第一項の申立ての取下げ
- 七 調停における合意
- 八 仲裁法第三十八条第一項の申立て

第十七条 法第二十三条第四項第十一号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令
- 二 前号の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 三 再審の訴えの提起若しくは第一号の却下命令で確定したものであるものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知
- 四 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

五 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判

六 仲裁判断の取消しの申立てについての決定の告知

七 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

八 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知

九 前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知

十 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起

十一 附帯控訴又は附帯上告の提起

十二 移送に関する決定の告知

十三 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十四 請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了

十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であって、当該適格消費者団体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第二十三条第四項の通知及び報告をすることを適当と認められたもの

(伝達の方法)

第十八条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 すべての適格消費者団体並びに消費者庁長官及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置
 - 二 書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法
- (伝達事項)

第十九条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十九条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

(差止請求関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項)

第二十条 法第二十六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 弁護士資格その他の自己の有する資格
 - 二 法第二十三条第四項第二号に規定する差止請求をする場合にあっては、請求の要旨及び紛争の要点
- (業務及び経理に関する帳簿書類)

第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。

- 一 差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの
 - 二 差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの
 - 三 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの
 - 四 差止請求情報提供業務の概要を記録したもの
 - 五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり
 - 六 理事会の議事録並びに法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの
 - 七 会計簿
 - 八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第二十五条第一号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの
 - 九 法第二十八条第一項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの
- 2 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。
（調査を行う者の選任等）
- 第二十二条 法第三十一条第二項の調査を行う者（以下この条において「調査実施者」という。）は、その者の職業及び経歴、その者の有する資格、適格消費者団体との利害関係の有無その他一切の事情を考慮して同項に規定する学識経験を有し、公正な判断をすることができると思われる者（当該適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又は過去二年間にこれらの者であった者を除く。）のうちから、当該適格消費者団体が選任するものとする。
- 2 適格消費者団体は、前項の規定により調査実施者を選任したときは、遅滞なく、当該調査実施者との間で、法第三十一条第二項の調査を受けること並びに当該調査の方法及び結果が記載された調査報告書の提出を受けることを内容とする契約（以下この条において「調査契約」という。）を締結しなければならない。
- 3 調査契約には、適格消費者団体は、調査実施者が法第三十一条第二項の調査を行う

ため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない旨の条項が含まれていなければならない。

4 調査実施者は、調査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。

（財務諸表等の備置き）

第二十三条 適格消費者団体は、法第三十一条第三項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

（役職員等名簿の記載事項）

第二十四条 法第三十一条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前事業年度における報酬の有無

二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容

（経理に関する事項）

第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

（1）総額

（2）会費等関係規定

（3）納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別

（4）納入等をした者（その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が五万円を超える者に限る。）の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

ロ 事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ハ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十六条 法第三十一条第四項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二十七条 法第三十一条第四項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、適格消費者団体が業務規程で定めるものとする。

一 適格消費者団体の使用に係る電子計算機と法第三十一条第四項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(公表する情報)

第二十八条 法第三十九条第一項の内閣府令で定める事項は、当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報の概要とする。

第二十九条 法第三十九条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第十六条第一項、法第十九条第八項、法第二十条第八項、法第二十一条第二項、法第三十四条第五項及び法第三十五条第十項の規定により公示した事項に係る情報

二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報

イ 法第三十一条第六項の規定により提出された書類

ロ 定款

ハ 業務規程

ニ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

(情報の提供の請求)

第三十条 法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。

一 当該適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求に係る相手方の氏名又は名称及び住所

三 申請理由

四 提供される情報の利用目的並びに当該情報の管理の方法及び当該情報を取り扱う者の範囲

五 希望する情報提供の範囲

六 希望する情報提供の実施の方法

2 前項第三号の申請理由には、当該適格消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない。

3 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請書の提出があった場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、次条第一項各号に定める情報のうち必要と認められる範囲内の情報を提供するものとする。

4 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、当該消費生活相談に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。

5 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、利用目的を制限し、提供された情報の活用の結果を報告することその他の必要な条件を付することができる。

6 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請に係る情報が、法第四十条第二項の規定又は前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を提供しないものとする。

7 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費生活相談に係る消費者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。

(国民生活センター等が提供する情報)

第三十一条 法第四十条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 独立行政法人国民生活センター 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システム(消費者の被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、独立行政法人国民生活センターが管理運営するものをいう。本項において同じ。)に蓄積されたもののうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報(都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。)

二 地方公共団体 消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供(都道府県を経由して行われる提供を含む。)された情報(以下本号に

において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）

2 前条及び前項の規定は、独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体が、法以外の法令（条例を含む。）の規定により同項各号に定める情報以外の情報を提供することを妨げるものではない。

（書面の記載事項）

第三十二条 法第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 電話番号及びファクシミリの番号
- 三 被告となるべき者の氏名又は名称及び住所
- 四 請求の年月日
- 五 法第四十一条第一項の請求である旨
- 六 請求の要旨及び紛争の要点

2 法第四十一条第一項の請求においては、できる限り、訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる場合における当該訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる予定の裁判所を明らかにしなければならない。

（訴訟手続の中止に係る通知）

第三十三条 法第四十六条第一項の規定による通知は、他の適格消費者団体を当事者とする法第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等の内容を証する書面の写し（第十五条第一項に規定する措置が講じられた場合にあっては、同項の記録媒体に記録された情報のうち当該書面に記載された事項に係るものを出力することにより作成された書面）を添付してするものとする。

第4 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン

目次

1. 目的
2. 適格消費者団体の認定
 - (1) 法人格（法第13条第3項第1号関係）
 - (2) 団体の目的及び活動実績（法第13条第3項第2号関係）
 - (3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）
 - (4) 理事及び理事会（法第13条第3項第4号関係）
 - (5) 差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第13条第3項第5号関係）
 - (6) 経理的基礎（法第13条第3項第6号関係）
 - (7) 差止請求関係業務以外の業務（法第13条第3項第7号及び第29条第1項関係）
 - (8) 業務規程の記載事項（法第13条第4項関係）
 - (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第13条第5項第3号関係）
3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第2項関係、第19条第3項関係及び第20条第3項関係）
4. 差止請求関係業務等
 - (1) 他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第4項関係）
 - (2) 消費者の被害に関する情報の取扱い（法第24条関係）
 - (3) 秘密保持義務（法第25条関係）
 - (4) 情報の提供（法第27条関係）
 - (5) 財産上の利益の受領の禁止等（法第28条関係）
5. 監督
 - (1) 帳簿書類（法第30条関係）
 - (2) 財務諸表等（法第31条第1項及び第5項関係）
 - (3) 調査（法第31条第2項関係）
 - (4) 不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）
 - (5) 差止請求権の承継に係る指定等（法第35条関係）
6. 政党又は政治的目的のための利用（法第36条関係）

1. 目的

このガイドラインは、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。以下「法」という。）、消費者契約法施行規則（平成 19 年内閣府令第 17 号。以下「規則」という。）に基づく申請に対する審査並びに適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、適格消費者団体の業務の適正を図ることを目的とするものである。

なお、具体的案件における審査並びに監督及び不利益処分に関する判断は、法令に照らし、個々の案件ごとになされるものとする。

2. 適格消費者団体の認定

適格消費者団体の認定については、法第 13 条第 3 項から第 5 項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等を行い、個別具体的に判断するものとする。

（1）法人格（法第 13 条第 3 項第 1 号関係）

申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人である必要がある。

（2）団体の目的及び活動実績（法第 13 条第 3 項第 2 号）

ア 団体の目的

申請者が、適格消費者団体として認定されるためには、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし」ている必要がある（法第 13 条第 3 項第 2 号）、団体の構成員の相互扶助を主たる目的とする団体は、この要件に適合しない。

この要件に適合するためには、①定款（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人以外の団体が法第 13 条第 3 項第 4 号ロ後段の適用を受けようとする場合にあっては、規約等定款に類するものを含む。以下「定款等」という。）においてこれらの活動を行う旨の定めがあること、及び②申請者の活動を定款等や業務計画書などを参考に量及び質（活動の回数、従事者数又は支出額といった量の側面だけでなく、例えば、大量の情報の分析・検討を必要とする事業者に対する改善申入れの活動を積極的に行うことや、活動がボランティアによる無償の労務提供によって行われていることなどの質の側面をも考慮する。）双

方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められることが必要である。

上記①の定款等の定めについては、法の規定の仕方と一言一句違わず定められている必要はないが、差止請求関係業務は法第 13 条第 3 項第 2 号に特記している「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」として行われるべきものであり、申請者が「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動を行うこと」を目的としていることが定款等において明確に確認できるものであることが必要である。

なお、同号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」には、「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。

- ① 法第 13 条第 3 項第 5 号イに規定する消費生活相談、助言及びあっせん
- ② いわゆる 110 番活動（消費生活相談や情報の収集及び提供等を目的として電話又はインターネットその他の手段により行うもの）
- ③ 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供
- ④ 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成
- ⑤ 学校、地域等において行われる消費者教育への協力
- ⑥ 消費者被害の救済結果に関する事例集の作成及び公表
- ⑦ 消費者被害の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施
- ⑧ 事業者の不当な行為に対する改善の申入れ
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 60 条に基づく主務大臣に対する申出など、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ
- ⑩ 消費生活に関する事項について事業者又は国若しくは地方公共団体との間で行う意見交換
- ⑪ 消費生活に関する意見の表明又は政策提言

イ 活動実績

（7）活動実績の評価の対象となる活動

活動実績の評価の対象となる活動は「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」を含む「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」であり、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」（差止請求関係

業務の基礎となる団体の自主的な活動に相当)についての相当期間の継続的な活動実績が必須である。

(イ) 相当期間

第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「相当期間」とは、申請時において、申請者による上記(ア)の活動が二年以上継続してされていることを原則として要する。

ただし、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備及び専門的知識経験の確保など他の要件の充実の程度によっては、継続している期間が二年には達しない場合であっても「相当期間」と評価することを否定するものではない。また、申請者が法人格を取得する前から上記の活動をしている場合は、団体としての同一性が認められる限り、法人格取得前の活動についても評価の対象とする。また、複数の団体が合併して一つの団体となったり、新たに設立した団体の構成員となっている場合は、合併前又は構成員である個々の団体の活動をも加味して考慮することとする。

(ウ) 適正性

法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「適正に行っている」場合とは、例えば、消費生活相談の活動において、消費者の相談に対して誠実かつ真摯に対応し、合理的な根拠に基づいた助言を行っていること、また、事業者に対する改善申入れの活動において、合理的な根拠に基づいた申入れを行っていることなど、合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褃合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。

ウ 申請書の添付書類

団体の目的に関し、定款(法第 14 条第 2 項第 1 号)において、事業の内容を具体的に記載するとともに、差止請求関係業務に関する業務計画書(法第 14 条第 2 項第 3 号)並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類(法第 14 条第 2 項第 10 号)において、できる限り定款に記載した事業の内容に対応して、事業内容の詳細並びに予定している回数、日時、場所、従事者数及び支出額等について具体的に記載しなければならないこととする。また、審査に当たっては、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類(法第 14 条第 2 項第 8 号)として提出される「認定後 3 年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」も斟酌する。

活動実績に関し、法第 14 条第 2 項第 2 号にいう「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」としては、消費生活相談や 110 番活動の結果報告書、消費生活

に関する情報の分析及び評価の結果を記載した書面、消費者啓発のために開発又は作成された教材等、消費者被害の救済結果に関する事例集又は出版物、研修会・講演会・シンポジウム又はセミナーの講演録又は報告書、事業者に対する改善の申入れ及びこれに対する事業者からの回答書、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れに関する書面、消費生活に関する意見の表明又は政策提言に関する書面等の当該活動の内容を記載した書類とともに、それらの書類の記載内容が真実であることを証する書類(例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など)を提出しなければならないこととする。

(3) 体制及び業務規程(法第 13 条第 3 項第 3 号関係)

ア 体制

法第 13 条第 3 項第 3 号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…(中略)…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営(事務分掌、権限及び責任等)について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員(役職員や専門委員等)がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。

組織及び人員としては、理事会及び理事、法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門(以下「検討部門」という。)及び専門委員、職員、監事のほか、消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員が想定される。なお、「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法(その内容や手段等)、当該人員の勤務形態(常勤か非常勤か等)などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数(法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員数)についても、少なくとも 100 人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならず、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることに留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。

また、申請内容（差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）や業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていないといけない（例えば、差止請求情報公表業務を申請者のホームページへの掲載により行う旨業務規程に記載されている場合には、これに見合うIT機器の整備が必要である。）。

イ 業務規程

次に、法第13条第3項第3号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」を認定の要件としているのは、業務規程において定める事項は、当該申請者における差止請求関係業務の遂行に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したものとすることによる必要があること、及び上記アの体制を整備するとともに、差止請求関係業務の実施の方法等に関する規定を明文化することにより業務の公正な実施の確保を図る必要があることによるものであり、当該趣旨を踏まえ、業務規程において、「役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」（規則第6条第3号）が上記の体制の整備の実質を担保する内容で規定されているほか、差止請求関係業務の実施の方法その他の必要な事項（規則第6条各号）が漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されている必要がある（下記（8）参照）。

なお、業務規程には、差止請求関係業務の遂行に係る事項をまとめて記載する必要があるが、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を添付しつつ、必要に応じ当該規程等中の関係する規定を引用する方式で記載して差し支えない。

ウ 申請書の添付書類

法第14条第2項第4号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、上記アのような体制が整備されていることを示すものをいい、例えば、次のようなものが該当する。なお、①の「必要な人員が必要な数だけ配置」されているか否か及び③の「必要な事務所等の施設、物品等が確保」されているか否かについては、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）、業務規程に記載された差止請求関係業務の実施の方法等に照らしながら、判断する。

① 差止請求関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設置され、必要な人員

が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等にその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を添付したもの。

② 当該機関又は部門その他の組織が既に当該組織が分掌する事務に相当又は類似する活動をしていること（実質が備わっていること）を示す活動に係る議事録。

③ 差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が確保されていることを証する書類（事務所の使用権限を明らかにする賃貸借契約書又は使用許諾に関する書面等の図書、使用区域に関する図面等）

④ 業務規程及びこれに添付された関連する規程等

(4) 理事及び理事会（法第13条第3項第4号関係）

ア 法第13条第3項第4号イ関係

法第13条第3項第4号イ(2)に規定する「差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の執行に係る事項の決定のうち、法第23条第4項各号に規定する行為（規則第17条第15号に規定する行為を除き、かつ、適格消費者団体が行うものに限る。）を差止請求に係る相手方又は裁判所等に対し行うかどうかの決定をいい、消費者被害情報収集業務及び差止請求情報提供業務の執行に係る事項の決定を含まない。

「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても「委任」に該当する。また、特定の事業者からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をするなどの場合については、後記5.（4）イ①に記載するのとおりとする。

イ 法第13条第3項第4号ロ関係

各理事が、ある法人の役職員であるとともに別の法人の役職員を兼職している場合など、当該各理事の関係する事業者（規則第8条第2項第3号）が複数ある場合には、そのすべての事業者が、法第13条第3項第4号ロに掲げる要件の判定の対象になる。

また、各理事の関係する事業者が二以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種が同号ロ(2)の「同一の業種」であるかどうかの判定の対象になるが、主要な事業が属する業種とは、過去一年間の収入額又は販売額に照らして主要なものと認められる第一順位及び第二順位の業種（第二順位の業種に係る収入額又は販売額が当該

事業者の総収入額又は総販売額のうちに占める割合が十分の二以下である場合には、第一順位の業種)とする。

同号ロ後段に規定する「第二号に掲げる要件に適合する者」には、その目的、活動実績が当該要件に適合する消費者団体（法人格を有すると否とを問わない）や、地方公共団体（その職員等のうち、消費生活相談に応ずる業務を主たる業務とする組織として条例、規則等に基づき地方公共団体に置かれる消費生活センターその他の組織に置かれる消費生活相談員のみが申請者の理事となっている場合における当該地方公共団体）が該当する。

ウ その他

規則第2条第5項及び第3条第2項に規定する「責めに帰することができない事由」とは、真に予測不可能な事態が生じたことにより法第13条第3項第4号ロ(1)又は(2)の要件に反することとなった場合をいい、例えば、理事が急に死亡したことにより同号ロ(1)又は(2)の要件に反することになった場合などが該当する。

エ 申請書の添付書類

法第14条第2項第6号の書類のほか、法第13条第3項第4号イの要件の具備については、定款（法第14条第2項第1号）により、法第13条第3項第4号ロの要件の具備については、理事の構成が法第13条第3項第4号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないことを説明した書類（規則第8条第2項第3号）により、審査する。なお、法第14条第2項第6号イの「職業」については、勤務先（兼職先）、当該勤務先における役職等を具体的に記載するものとする。

(5) 差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第13条第3項第5号関係）

ア 法第13条第3項第5号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」場合とは、差止請求関係業務（差止請求権を行使する業務、消費者被害情報収集業務、差止請求情報提供業務）を法の規定に適合して行うことができる知識経験をいい、個々の役員、職員又は専門委員等についてではなく、一つの団体としての申請者につき、差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、専門的な知識経験を有すると認められることが必要である。

組織その他の体制全般については法第13条第3項第3号に規定しているところであるが、このうち、同項第5号に規定する「人的体制」については、検討部門が同号に明記されている要件に適合するほか、①検討部門以外の差止請求関係業務の実施に係る各組織（機関又は部門その他の組織）においても、当該各組織が分担する業務の適正な遂行に必要な専門的な知識経験を有する者が適切に配

置されていること（具体的には、a.「消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員」には、消費生活相談やいわゆる110番活動など類似の業務に一定期間以上携わった経験を有する者が、b.理事会及び理事、監事及び職員には、消費者団体訴訟制度に精通した者が、業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれていること）、②業務内容が専門的見地から一定水準に保たれるよう、処理要領・マニュアルが作成されているか否か、役員、職員及び専門委員に対する研修体制が整備されているか否か等を総合的に考慮して判断する。なお、検討部門においては、同項第5号イに掲げる者（消費生活の専門家）及び同号ロに掲げる者（法律の専門家）がそれぞれ業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれている必要があるが、当該専門委員が随時検討に参画することが確保されていれば足り、申請者に雇用されているなど常駐していることまで要するものではない。

イ 規則第4条第1号に規定する「消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者」とは、独立行政法人国民生活センター若しくは地方公共団体の消費生活センター等又は適格消費者団体その他の継続的に消費生活相談を行っている団体において、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者をいう。

規則第4条第2号に規定する「前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの」とは、例えば、消費者団体において、事務職員としての勤務が相当期間に及ぶ者や、消費者向けパンフレットや商品説明書等の作成に携わるなど消費生活相談以外の消費者の利益の擁護に関する活動に従事し、消費生活に関する事項について専門的な知識経験を十分有していると認められる者が該当する。

ウ 規則第5条第4号に規定する「前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの」とは、例えば、裁判官又は検察官であった者等が該当する。

エ 申請書の添付書類

(3) ウ①に規定する組織図等、業務規程（「役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」及び「検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置…（中略）…に関する事項」（規則第6条第1号ニ）を記載した部分）の添付を必要とするほか、差止請求関係業務に関する処理要領やマニュアル、役員、職員及び専門委員に対する研修体制を示す書類等があればこれらを添付するものとする。規則第8条第2項第4号に規定する「専門委員が第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、規則第4条第1号に関する書類としては、例えば、同号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し及び従事した消費

生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当し、規則第4条第2号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。規則第5条第3号に関する書類としては、例えば、大学が作成する在職証明書等が該当する。

(6) 経理的基礎（法第13条第3項第6号関係）

ア 意義

法第13条第3項第6号に規定する「経理的基礎」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないが、当該団体の規模、想定している差止請求訴訟の件数など差止請求関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、差止請求関係業務による支出が当該業務に係る収入を大きく上回ると見込まれる場合における差止請求関係業務以外の業務による収入による補填の見込み、関連する法人や個人が当該団体に対して補填又は寄附を約している状況、オンラインの利用や他の適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み等を総合的に考慮し、差止請求関係業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを判断する。既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合などにおいては、この要件を満たさない。

イ 申請書の添付書類

法第14条第2項第8号に規定する書類は、①認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの、並びに②認定後3年間における収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）と整合性が図られている必要がある。

(7) 差止請求関係業務以外の業務（法第13条第3項第7号及び第29条第1項関係）

ア 意義

法第13条第3項第7号に規定する「支障を及ぼすおそれ」とは、適格消費者

団体が差止請求関係業務以外の業務に人員や経費の配分を集中したり、社会的に妥当でない業務を行って社会的信頼性を失うなどのことにより、適正な差止請求関係業務の遂行をすることができなくなるおそれがある場合をいい、当該適格消費者団体が遂行しようとしている差止請求関係業務及び差止請求関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断する。

また、差止請求関係業務以外の業務の社会的妥当性については、次のような点に留意して審査することとする（なお、法第13条第3項第7号の規定が適格消費者団体の認定の段階で「支障を及ぼすおそれ」の有無を抽象的に判断するのに対し、法第29条第1項の規定は、認定後の実際の活動状況に照らし現に支障が生じているか否かを具体的に判断するものである。）。

- ① 当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。
- ② 適格消費者団体の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものではないこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。
- ④ 適格消費者団体としての社会的信用を損なうものではないこと。

イ 申請書の添付書類

差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）については、それぞれ、予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等をできる限り具体的に記載しなければならない。

(8) 業務規程の記載事項

法第13条第3項第3号の業務規程には、同条第4項及び規則第6条各号に規定する事項について、次の具体的な事項が定められていなければならない。

ア 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項

(7) 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項

規則第6条第1号イに規定する「不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項」とは、消費者の被害に関する情報を分析して差止請求の要否及びその内容について検討を行い、差止請求権の行使について決定をする方法などに関する事項が該当する。

(4) 消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項

規則第6条第1号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、一般消費者からの情報の収集の

方法（消費生活相談や110番活動などの具体的な実施の方法）や、当該適格消費者団体の会員からの情報の収集の方法、他の適格消費者団体との情報交換に関する方法に関する事項などが該当する。

(カ) 差止請求情報提供業務の実施の方法に関する事項

規則第6条第1号ハに規定する「差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、差止請求権の行使の結果に関する情報を提供する基準と方法に関する事項をいい、法第39条第1項の規定により消費者庁長官が公表する対象以外のものに係る情報提供の扱いを含めて、情報提供に係る基準及び方法（例えば、ある事案における差止請求権の行使の状況に関し、収集された情報の数、内容、差止請求に係る相手方の対応状況、主な証拠関係等を斟酌した一定の合理的な基準に基づき、一定の時点で一定の内容をホームページ上の掲載事項とすること）などが該当する。

(キ) 検討部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置等に関する事項

規則第6条第1号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」とは、例えば、当該役員等が差止請求に係る相手方である事業者等の役員又は職員である場合や当該差止請求に係る相手方と取引関係を有している場合などが該当し、特別の利害関係を有する場合の「措置」とは、例えば、当該役員等の理事会等その他の機関又は部門における議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止に係る措置などが該当する。

規則第6条第1号ニに規定する「業務の公正な実施の確保に関する措置」には、理事が、事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営み、又はこれに従事するものである場合その他の理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合における上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置が該当する。

(ク) 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項

規則第6条第1号ホに規定する「適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項」とは、適格消費者団体の認定を受けていない者が適格消費者団体になりすまして差止請求関係業務に類似した行為をした場合の弊害が著しいことにかんがみ、適格消費者団体が差止請求関係業務を行うに際し、適格消費者団体であることを疎明する方法を業務規程において定めるべき事項としたものであり、その方法としては、例えば、差止請求関係業務を行うに際し、差止請求に係る相手方からの請求があった場合には、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定をした旨を通知する書面（法第16条第1項）の写しを提示する

ことなどが該当する。

イ 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項

規則第6条第2号に規定する「適格消費者団体相互の連携協力に関する事項」とは、例えば、消費者の被害に関する情報の共有や差止請求権の行使の状況に関する意見の交換等に関する基準及び方法に関する事項が該当し、法第23条第4項の通知及び報告の方法に関する事項（具体的には、規則第13条に規定する書面によってするか、規則第15条に規定する電磁的方法を利用する措置によってするか）並びに規則第17条第15号に規定する行為に係る通知及び報告の方針に関する事項（具体的には、どのような行為について通知及び報告の対象とするか）が含まれていなければならない。

ウ 差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

規則第6条第3号に規定する「差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」とは、①（3）アに規定したとおり、具体的な機関又は部門その他の組織の設置及び当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）、②当該組織の事務の遂行に従事する者に関する事項（役員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法、任期及び再任についてなど）、③当該組織に係る人員の配置の方針に関する事項等が記載されていなければならない。

エ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第6条第4号に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、服務規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。

なお、上記の事項に関しては、法第24条に規定する消費者の被害に関する情報の取扱いとの関係で、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合において、当該消費者から同意を得る方法を規定し（その際、当該情報の利用方法に関し、将来、訴訟等で利用される可能性があることや、適格消費者団体相互の連携協力を促進する観点から、他の適格消費者団体に提供することがあり得ること等について情報提供者である消費者に説明したうえ、包括的に同意を得ることも差し支えない。）、また、法第25条に規定する秘密保持義務との関係で、適格消費者団体の役員、職員又は専門委員の職にあった者との間で、退

職後も差止請求関係業務に関して知り得た秘密を保持する旨の契約を締結するなどの措置を講ずることが望ましい。

オ 帳簿書類の管理に関する事項

規則第6条第5号に規定する「帳簿書類の管理に関する事項」とは、帳簿書類の作成及び保存に関し、その方法及び責任者の設置に関する事項をいう。

カ 調査を行う者の選任及び解任に関する事項

規則第6条第6号に規定する「法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項」とは、法第31条第2項の調査を行う者の選任及び解任の基準及び方法に関する事項をいい、例えば、調査を行う者が有していなければならない資格、知識及び能力、当該適格消費者団体との利害関係等に関する事項が該当する。

キ 法第31条第3項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項

規則第6条第7号に規定する「法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項」とは、当該書類を備え置く場所及び方法並びに閲覧等の請求の方法及び費用に関する事項をいう。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第13条第5項第3号関係）

法第13条第5項第3号に規定する「支配する」とは、議決権を背景として当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしている場合のみならず、融資（間接融資を含む。）、人材派遣、取引関係等を通じて当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしていると認められる場合を含み、実質的に判断する。

3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第17条第2項、第19条第3項関係及び第20条第3項関係）

有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第17条第6項、第19条第6項関係及び第20条第6項により準用する法第13条の認定の審査基準による。

4. 差止請求関係業務等

(1) 他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第4項関係）

ア 法第23条第4項に規定する「その内容」については、同項第1号から第3号までに掲げる場合には、差止請求に係る相手方の氏名又は名称、請求の要旨及び紛争の要点並びに請求の年月日が含まれていなければならないこととし、同項第8号に掲げる場合には、当該訴訟又は仮処分命令に関する手続が終了した事由が含まれていなければならないこととする。また、規則第17条第15号に掲げる場

合には、当事者がした攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為の概要が含まれていれば足りるものとする。

イ 法第23条第4項第9号に規定する「協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき」とは、適格消費者団体からの差止請求に対し、当該差止請求に係る相手方が明示的に回答等をした場合をいい、例えば、適格消費者団体が改善の申入れをしたところ、相手方が何ら回答等をせず自主的に改善をするなどの対応をした場合は該当しない。なお、この場合（相手方の手続に係る行為）も、任意に行う通知及び報告に係る規則第17条第15号に規定する行為には該当し得る。

ウ 規則第13条第2項に規定する「その内容を示す書面」には、同項に掲げる書面のほか、例えば、内容証明郵便その他の書面によって法第23条第4項第2号に規定する差止請求をした場合の当該書面、口頭によって法第23条第4項第2号に規定する差止請求をした場合の請求内容を記載した書面、規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」としての証拠の申出に関する書面、同号に規定する「その他の差止請求に関する手続に係る行為」として書証を提出した場合における書証等が該当する。

エ 規則第13条第3項第3号に規定する「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」とは、当事者間で実質的な合意が成立し、最終的に和解調書、調停調書又は仲裁法第38条第3項に規定する決定書に記載される見込みの内容をいい、差止請求の対象とされた相手方の行為及びこれに関する当事者間の合意の内容及び当該合意の履行を確保する方法に関する事項が含まれていなければならないこととする。

オ 適格消費者団体が規則第15条第1項に規定する措置を利用して情報を記録する場合において、規則第13条第2項の内容を示す書面に記載された事項を記録する際は、当該書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を記録するほか、当該書面に記載されている事項と同一の内容に係る電磁的記録を記録するなどの方法により、当該書面に記載されている事項を正確に記録しなければならない。

カ 規則第17条第14号に規定する「請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了」とは、例えば、和解又は調停の無効確認の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解が無効であることを理由とする期日指定の申立て又は訴訟の終了宣言、和解又は調停が無効であることを理由とする請求異議の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解を解除したことを理由とする訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定等が該当する。

キ 規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」とは、本案の申

立てを基礎づけるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張と証拠の申出が該当する。これらに関する通知及び報告は、適格消費者団体が業務規程に定める方針（規則第6条第2号。上記2.（8）イ参照）に基づき、適格消費者団体が適当と認める限りにおいてされていれば足りるものとするが、適格消費者団体による場合と差止請求に係る相手方による場合であるとを問わず、準備書面（答弁書を含む。）を提出した場合や証拠を提出した場合など、当該差止請求に関する手続に係る行為のうち一定のものについては、業務規程において通知及び報告の対象として規定するのが法第23条第4項の規定の趣旨からは望ましい。

（2）消費者の被害に関する情報の取扱い（法第24条関係）

法第24条に規定する消費者の同意を得る方法としては、例えば、苦情相談が寄せられた際に、情報の提供者たる消費者に対し、情報の利用目的等を説明したうえで同意を得ることや、情報提供者の名簿を作成しておき、実際に訴訟等で使用する段階で同意を得ることなどが考えられる。

（3）秘密保持義務（法第25条関係）

法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」とは、差止請求関係業務を遂行する過程で知り得た秘密（一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）をいい、例えば、差止請求権の行使に必要な消費者被害に関する情報収集等を行う過程で知り得た消費者の一身上の秘密や家計経済上の秘密が該当する。これに対し、隣家や飲食店等でたまたま見聞した事項のような差止請求関係業務とは無関係に知り得た事項は該当せず、また、差止請求に係る相手方の不当な行為に関する事項についても、当該相手方が他に知られないことにつき相当の利益を有するものとはいえず、該当しないと考えられる。

同条に規定する「正当な理由」としては、例えば、秘密の主体である本人が承諾した場合や、法令上の義務に基づいて秘密事項を告知する場合が該当するほか、事業者による不当行為がまさに行われようとしている場合に近接する他の適格消費者団体に当該不当行為に係る重要な消費者被害に関する情報を提供するなど、緊急に必要な個別具体的な事情がある場合も該当し得る。

（4）情報の提供（法第27条関係）

差止請求に係る判決等の情報の提供を行うに当たっては、消費者のプライバシーの侵害のおそれ等がある場合を除き、当該判決等の概要のほか、当該判決等の内容についても、個人情報等の取扱いに留意した上で、消費者が理解しやすい方法で提供するようにすることが望ましい。このほか、消費者の被害の防止及び救済に資するために必要な情報の提供を行う場合において、当該情報に他の者の業務に関する

情報が含まれているときは、当該他の者の業務が適格消費者団体の業務と誤認されることがないように留意することが望ましい。

（5）財産上の利益の受領の禁止等（法第28条関係）

法第28条第1項から第4項までに規定する「その差止請求権の行使に関し」とは、当該適格消費者団体による差止請求権の行使の適正及び制度の信頼性に影響を及ぼしうる場合をいい、例えば、適格消費者団体が、差止請求権の行使に係る個別事案とは関係なく寄附金を受領することや、不当な行為をしていた相手方との間で、それによって得た利得を個々の消費者に返還したり、消費者に対する支援活動を行う者に抛出するよう合意することは該当しない。

5. 監督

（1）帳簿書類（法第30条関係）

ア 法第30条に規定する帳簿書類は、マイクロフィルム、フロッピーディスクその他の電子媒体により作成又は保存をすることができるものとする。

イ 規則第21条第1項第1号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求権を行使した事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が時系列的に記載されていなければならない。

- ① 交渉の相手方の氏名又は名称
- ② 事案の概要及び主な争点
- ③ 交渉日時（法第41条第1項に規定する書面を送付した場合の発送日を含む。）、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面送付等の別）
- ④ 交渉担当者（同席者等を含む。）
- ⑤ 交渉内容及び相手方の対応

ウ 規則第21条第1項第2号に規定する「当事者となった場合」とは、適格消費者団体が法的手続を起した場合と起こされた場合の双方を含む。同号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が法的手続の当事者となった場合ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

なお、第1号（上記イ関係）の相手方との交渉を経て、第2号の訴えの提起等に至った場合には、その旨⑥の冒頭に付記するものとする。

- ① 訴え提起等の相手方の氏名又は名称
- ② 事案の概要及び主な争点
- ③ 法的手続の種類
- ④ 訴え提起等の日
- ⑤ 係属裁判所（部）
- ⑥ 訴え提起等後の経緯及び結果

エ 規則第 21 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- ① 当該業務をした日時、場所及び方法
- ② 当該業務をした結果

オ 規則第 21 条第 1 項第 5 号に規定する「関係資料」とは、例えば、差止請求に係る相手方との交渉の際の手控え、適格消費者団体が訴訟の当事者となった場合の訴状、準備書面その他の関係する書面、消費者被害情報収集業務や差止請求情報提供業務を実施した際の手控え等が該当する。

カ 規則第 21 条第 1 項第 7 号に規定する「会計簿」とは、適格消費者団体の資産及び負債並びに収入及び支出に関する取引を記載したものをいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、精算表等の書類が該当する。また、領収書などの証憑書類については、できる限り分類して保存しておくことが望ましい。

キ 規則第 21 条第 1 項第 8 号に規定する「会費、寄附金その他これらに類するもの」（会費等）とは、法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか、定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき納入等されるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい、「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称の如何を問わない。同号に規定する帳簿書類は、会費等について、同項第 7 号に規定する会計簿とは別途、同項第 8 号に規定する内容の明細を記録したものをいう。

ク 規則第 21 条第 1 項第 9 号に規定する帳簿書類は、法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について、規則第 21 条第 1 項第 7 号に規定する会計簿とは別途、作成されたものをいう。

(2) 財務諸表等（法第 31 条第 1 項及び第 5 項関係）

法第 31 条第 1 項に規定する収支計算書は、法第 29 条第 2 項に規定するところにしたがい、区分して作成しなければならない。また、法第 28 条第 1 項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況が明瞭に記載されていなければならない。

法第 31 条第 5 項に規定する「正当な理由がある場合」とは、例えば、同一の請求を合理的な理由もなく繰り返すなど、当該請求が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該適格消費者団体に損害を加える目的でされる場合や、請求が集中することにより当該適格消費者団体の業務活動に支障が生ずるなどの場合が該当する。

(3) 調査（法第 31 条第 2 項関係）

規則第 22 条第 1 項に規定する「職業及び経歴」とは、例えば、株式会社の監査

役として監査に関する事務に従事した経歴や国又は地方公共団体の職員として会計検査又は監査に関する事務に従事した経歴等をいい、「その者の有する資格」とは、例えば、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の資格をいう。また、調査実施者の選任及び解任は、業務規程において定める基準及び手続にしたがってされなければならない。

なお、法第 31 条第 3 項第 8 号に規定する調査報告書は、調査の方法及び結果を記載し、作成者が署名又は記名押印したものでなければならない。

(4) 不利益処分等（法第 32 条、第 33 条及び第 34 条関係）

ア 不利益処分等の選択等の基準

適格消費者団体に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告及び立入検査（法第 32 条）、適合命令若しくは改善命令（法第 33 条）又は認定の取消し（法第 34 条）の別を決するものとするが、下記ウ(ア)の場合を除き、適合命令又は改善命令によっては是正が図られる場合には、原則としてそれらの命令を発し、それでも是正が図られないときに認定の取消しを選択するものとする。

イ 適合命令及び改善命令（法第 33 条関係）

法第 33 条第 2 項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 理事会及び理事に関し法第 13 条第 3 項第 4 号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もっとも、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）
- ② 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合
- ③ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をする

ことを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合

- ④ 合理的な根拠がないにもかかわらず、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体に対し法第 40 条第 1 項の規定に基づき消費生活相談に関する情報の提供を求める場合であって、いわゆる「事件漁り」に相当するとき（適格消費者団体は自ら情報を収集して差止請求関係業務を行うのが原則であり、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報に依存して差止請求関係業務を行うのは適正な業務運営とはいえない。もっとも、自ら収集した情報の数は少なくとも、それ自体情報として十分な価値を有するものに基づき、更に情報を収集する目的で独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体に対して情報の提供を求めることは差し支えない。）。

ウ 認定の取消し（法第 34 条第 1 項及び第 2 項関係）

- (7) 法第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に該当する場合のうち、以下の場合には、原則として直ちに認定を取り消すこととする。
- ① 偽りその他不正の手段により第 13 条第 1 項の認定、第 17 条第 2 項の有効期間の更新又は第 19 条第 3 項若しくは第 20 条第 3 項の認可を受けた場合
- ② 暴力団員等と知りつつ適格消費者団体の業務に従事させ、又は業務の補助者として使用した場合
- ③ 不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められる場合
- ④ 適格消費者団体が法第 28 条第 1 項の規定に違反した場合
- (イ) 不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行（法第 34 条第 1 項第 4 号関係）

(a) 不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解

法第 34 条第 1 項第 4 号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」とは、適格消費者団体が差止請求に係る相手方と通謀し、不特定かつ多数の消費者の利益の観点からは本来譲歩すべきでない重要な事項であることが関係証拠等により明らかであるにもかかわらず敢えて一方的に譲歩して和解をした場合や、差止請求に係る相手方との通謀はなくても、本来譲歩すべきでない重要な事項であることを関係証拠等により認識しながら敢えて一方的に譲歩して和解をした場合をいい、例えば、ある勧誘行為又は契約条項について、差止請求に係る相手方から見返りとなる譲歩が得られないにもかかわらず、敢えて消費者契約法上明らかに不当な勧誘行為又は契約条項に該当するものに変更する内容の和解等が該当する。

なお、適格消費者団体は民事実体法上の差止請求権を固有に有するものであり、紛争の早期解決の観点から差止請求に係る相手方と任意に交渉し和解

をすることは当然に可能であり、和解とは当事者双方の互譲に基づき成立するものであることから、適格消費者団体が差止請求をし、真摯な折衝の結果として請求内容の一部を譲歩したとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するものではない。また、和解は請求の対象以外の事情をも考慮してされることもあることにかんがみると、部分的には消費者に有利とはいえない内容を含むものであっても、当該請求の対象以外の事情をも含めて全体として見れば不特定かつ多数の消費者の利益の擁護に資する和解も想定されるが、このような場合は「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するとはいえない。

(b) 不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行

法第 34 条第 1 項第 4 号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」とは、差止請求に係る相手方と通謀し、又はそうでなくても不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行であることを認識しながら敢えて消費者に不利な訴えの提起、陳述、証拠の提出等の訴訟等の追行をした場合をいい、例えば、次のような場合が該当する。なお、適格消費者団体が事業者等に対して差止請求をし、真摯な訴訟等の追行の結果、敗訴するなどしたとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」に該当するものではない。

- ① 重要な争点について、消費者に不利な虚偽の陳述をすること。
- ② 差止請求に係る訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当該訴訟を終結させること。
- ③ 消費者に不利な証拠を新たに作出したり、消費者に明らかに有利で重要な証拠を改ざんして不利な証拠として提出すること。
- ④ 重要な争点について、証人に対し、虚偽の証言をさせること。
- ⑤ 事業者等によって提起された適格消費者団体に対する差止請求権不存在等確認請求の訴えにおいて、相手方と通謀して請求原因事実を認める旨の答弁書を提出して欠席すること。
- ⑥ 当該差止請求権を根拠付ける重要な事実関係を偽装して差止請求に係る訴えを提起すること。

(c) 法第 23 条第 4 項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで同項第 10 号に規定する行為をしたとき（法第 34 条第 2 項）

和解に関し、法第 34 条第 2 項の規定により、内閣総理大臣が適格消費者団体について法第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる事由があるものとみなすことができるのは、当該適格消費者団体が 4. (1) エにいう「合意の内容」に関する事項について通知又は報告をしなかった場合とする。

(ウ) 強制執行に必要な手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する場合（法第34条第1項第5号、第35条第5項第1号関係）

法第34条第1項第5号に規定する「当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」及び法第35条第5項第1号に規定する「当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」とは、法第12条の2第1項第2号本文の確定判決等が存するにもかかわらず相手方が当該確定判決等に従わない場合において、適格消費者団体又は指定適格消費者団体が法第12条の2第1項第2号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続をとることが可能であるにもかかわらず、他の手段を講ずることもなく敢えて怠っている場合をいう。なお、この場合においても、内閣総理大臣は、上記アの趣旨に従い、原則として当該適格消費者団体に対し強制執行に必要な手続をとるよう改善命令をしたうえ、これに従わない場合に認定を取り消すこととする。

(5) 差止請求権の承継に係る指定等（法第35条関係）

法第35条第1項及び第6項の規定に基づく適格消費者団体の指定は、当該適格消費者団体の活動、組織及び経理的基礎等の状況により、同条第4項第2号に規定する従前の適格消費者団体との差止請求関係業務に係る活動状況や活動地域の類似性をも勘案し、当該従前の適格消費者団体が当事者である法第12条の2第1項第2号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続を適正にすると認められるものに対してすることとする。

法第35条第5項第1号に規定する「当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」については、上記(4)ウ(ウ)と同様である。

6. 政党又は政治的目的のための利用（法第36条関係）

ア 趣旨

適格消費者団体の活動が、消費者全体の利益擁護という公益的性格を持つものであることから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政党又は政治的目的のための利用を禁止したものであり、いやしくも適格消費者団体としての活動が選挙運動等に利用されることがあってはならない。

イ 規律

「政党のための利用」とは、特定の政党を支持し、又はこれに反対することをいう。

「政治的目的のための利用」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、

又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政策の提言や意見の表明であっても特定の政党や特定の候補者の支持等上記の禁止行為と同視できるものをするをいう。

ここで、「政治的団体」とは、「政党」以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。また、特定の政党又は特定の政治的団体を「支持し又は反対する」とは、特定の政党又は特定の政治的団体につき、それらの団体の勢力を維持拡大するように若しくは維持拡大しないように、又はそれらの団体の有する綱領、主張、主義若しくは施策を実現するように若しくは実現しないように又はそれらの団体に属する者が公職に就任し若しくは就任しないように影響を与えることをいう。

ウ 政策の提言や意見の表明の取扱い

政策の提言や意見の表明のうち、消費者団体訴訟制度に関する制度の改善・運用の改善等に関する提言等は法第36条の規定によって制約されるものではない。

このほかの政策の提言や意見の表明については、法第36条の規定によって直ちに制約されるものではないが、特定の政党や特定の候補者等からの指示又は委託を受けて当該政策の提言や意見の表明を行っているなど、特定の政党や特定の候補者の支持又は反対等と同視できるような場合であれば、同条の禁止行為に該当する。

エ 法第36条の規定に違反する場合等の取扱い

既に法第13条第1項の認定を受けた適格消費者団体が法第36条の規定に違反する場合には、適合命令及び改善命令など不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条）の対象となるほか、認定の申請の段階で、当該申請者が法第13条第5項第5号に規定する「政治団体」そのものには該当しなくても、当該申請者が特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者から多額の融資を受け活動資金を依存している場合、その指揮命令下にある人物が役員、職員若しくは専門委員の大半を占め当該申請者の意思決定又は業務執行を実質的に決定している場合その他特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者が当該申請者の意思決定又は業務執行に重大な影響を及ぼしていると認められる場合には、認定をしないものとする。